

大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症による影響が国内に広がる中、通常とは異なる特別な形でサービス提供や関係者の緊密な連携により利用者の日常生活を支えている障がい福祉サービス等事業所を支援するため、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱（令和5年5月8日付け障発0508 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）の国庫補助について（令和5年8月15日付け厚生労働省発障0814 第14号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、障がい福祉サービス等事業所が、障がい福祉サービス等を継続して提供するために必要となる、通常の障がい福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額は別記のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1) 大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金申請書（様式第1号）（別記1.（3）の補助事業に係る申請を除く。）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下「補助事業により取得等した財産」という。）については、知事が定める期間（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき定められた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）による期間をいう。以下同じ。）を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (2) 規則第19条の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪府に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）」により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を大阪府に納付すること。

（5）補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（6）知事は、補助事業者が規則第5条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに執行した経費に限る。なお、令和4年度分の取扱いについては、令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。また、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る経費については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和4年12月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき助成を行う。

（変更交付の申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第3条の規定に準じて、速やかに行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付に係る実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和6年4月14日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(立入調査)

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があった時
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第13条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月4日から施行し、令和2年1月15日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年3月4日から施行し、令和2年1月15日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年10月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
ただし、様式第1－3号及び様式第1－4号については、令和3年11月22日から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和6年1月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 7 旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。

別記

補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等

1. 補助事業及び補助対象事業所等

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象事業所等は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 障がい福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供した次の①から⑤のいずれかに該当する府内の事業所等（政令市・中核市内にある事業所等を除く。ただし、中核市の障がい児入所施設は補助対象に含む。）。なお、令和4年度分の取扱いについては、令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議）」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。さらに、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る経費については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和4年12月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき助成を行う。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者（以下「感染者」という。）が発生した通所系サービス事業所（※1）、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所（※2）（以下通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「障がい福祉サービス等事業所」という。）、障がい者支援施設等（※3）及び相談支援事業所（※4）（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。）
- ② 感染者と接触があった者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障がい者支援施設等
- ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件（別添に規定）のもと、自費で検査を実施した施設入所支援及び共同生活援助（①、②に該当する事業所を除く。）
- ④ ①以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅等を訪問（※5）し、できる限りのサービスを提供した事業所

※1 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

※3 施設入所支援、共同生活援助、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設

※4 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援及び障がい児相談支援

※5 「当該事業所の職員により、利用者の居宅等への訪問によるサービスを行った事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき利用者の居宅においてサービス提供している場合

を指す。

(2) 障がい福祉サービス等事業所との協力支援事業

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、感染者が発生した事業所等の利用者に必要なサービスを提供する観点から、当該事業所等からの利用者の受け入れや当該事業所等への応援職員の派遣を行った以下の①又は②に該当する障がい福祉サービス等事業所、障がい者支援施設等、相談支援事業所（政令市・中核市内にある事業所等を除く。ただし、中核市の障がい児入所施設は補助対象に含む。）なお、令和4年度分の取扱いについては、令和4年3月31日障発 0331 第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議）」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。さらに、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る経費については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和4年12月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき助成を行う。

① （1）の①に該当する事業所等に対し、協力する障がい福祉サービス等事業所、障がい者支援施設等及び相談支援事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（※6）した事業所等に対し、協力する障がい福祉サービス等事業所、障がい者支援施設等、相談支援事業所

※6 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

2. 補助対象経費

(1) 1の(1)①及び②に該当する事業所が要した次の経費（※7）

ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件（別添に規定）に該当する自費検査費用

イ 事業所等の消毒・清掃費用

ウ 感染症廃棄物の処理費用

エ 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用

オ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用

カ 代替場所の確保費用（使用料）

キ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

ク 代替場所や利用者宅への旅費

ケ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車等のリース費用

コ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※7 オからコまでの費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 1の(1)③に該当する事業所が要した次の経費

サ 一定の要件（別添に規定）に該当する自費検査費用

(3) 1の(1)④(当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した場合に限る。)に該当する事業所が要した次の経費（※8）

シ 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

ス 代替場所の確保費用（使用料）

セ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

ソ 代替場所や利用者宅への旅費

タ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用

チ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※8 シからチまでの費用は、代替サービス提供期間の分に限る。

(4) 1の(2)に該当する事業所が要した次の経費

ツ 追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用

3. 補助額

補助金の交付額の算定に当たっては、表1から表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第2欄に定める基準単価及び第3欄に定める単位を乗じた額と第4欄に定める補助対象額（補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額）とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

表1

1 (1)①及び②に該当する事業所等

1 対象事業所・施設等（※1、2）		2 基準単価 (千円)	3 単位	4 補助対象 額	5 補助率
療養介護	①	1,978	事業所	補助対象経費（別記2.のとおり）の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額）	予算の範囲内で別に定める なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場
生活介護	①	631	事業所		
自立訓練（機能訓練）	①	288	事業所		
自立訓練（生活訓練）	①	228	事業所		
就労移行支援	①	221	事業所		
就労継続支援A型	①	279	事業所		
就労継続支援B型	①	294	事業所		
児童発達支援	①	271	事業所		
医療型児童発達支援	①	172	事業所		

放課後等デイサービス	①	257	事業所	合に限り、基準単価を上乗せする。
短期入所	①、②	146	事業所	
施設入所支援	①、②	1,013	施設	
共同生活援助（介護サービス包括型）	①、②	335	事業所	
共同生活援助（日中サービス支援型）	①、②	259	事業所	
共同生活援助（外部サービス利用型）	①、②	150	事業所	
福祉型障がい児入所施設	①、②	985	施設	
医療型障がい児入所施設	①、②	529	施設	
居宅介護	①、②	107	事業所	
重度訪問介護	①、②	175	事業所	
同行援護	①、②	60	事業所	
行動援護	①、②	106	事業所	
就労定着支援	①、②	35	事業所	
自立生活援助	①、②	19	事業所	
居宅訪問型児童発達支援	①、②	30	事業所	
保育所等訪問支援	①、②	35	事業所	
計画相談支援	①	50	事業所	
地域移行支援	①	36	事業所	
地域定着支援	①	38	事業所	
障がい児相談支援	①	37	事業所	

※１ 事業所等については、補助金の申請時点で指定等を受けている事業所等とし、休業中のものを含む。

※２ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

表２

１ (１)④に該当する事業所等

１ 対象事業所・施設等（※１、２）	２ 基準単価（千円）	３ 単位	４ 補助対象額	５ 補助率
療養介護	1,978	事業所	補助対象経費（別記２.のとおりの実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額）	予算の範囲内で別に定める
生活介護	631	事業所		なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準
自立訓練（機能訓練）	288	事業所		
自立訓練（生活訓練）	228	事業所		
就労移行支援	221	事業所		
就労継続支援Ａ型	279	事業所		

就労継続支援B型	294	事業所	単価を上乗せする。
児童発達支援	271	事業所	
医療型児童発達支援	172	事業所	
放課後等デイサービス	257	事業所	

※1 事業所等については、補助金の申請時点で指定等を受けている事業所等とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

表3

1 (2)に該当する事業所等

1 対象事業所・施設等（※1、2）	2 基準単価（千円）	3 単位	4 補助対象額	5 補助率
療養介護	989	事業所	補助対象経費（別記2.のとおりの実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額）	予算の範囲内で別に定める なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある場合には、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。
生活介護	316	事業所		
自立訓練（機能訓練）	144	事業所		
自立訓練（生活訓練）	114	事業所		
就労移行支援	110	事業所		
就労継続支援A型	140	事業所		
就労継続支援B型	147	事業所		
児童発達支援	136	事業所		
医療型児童発達支援	86	事業所		
放課後等デイサービス	128	事業所		
短期入所	73	事業所		
施設入所支援	506	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	167	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	129	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	75	事業所		
福祉型障がい児入所施設	493	施設		
医療型障がい児入所施設	264	施設		
居宅介護	41	事業所		
重度訪問介護	67	事業所		
同行援護	23	事業所		
行動援護	41	事業所		
就労定着支援	17	事業所		
自立生活援助	9	事業所		

居宅訪問型児童発達支援	11	事業所		
保育所等訪問支援	13	事業所		
計画相談支援	25	事業所		
地域移行支援	18	事業所		
地域定着支援	19	事業所		
障がい児相談支援	18	事業所		

※1 事業所等については、補助金の申請時点で指定等を受けている事業所等とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

1 施設入所支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

施設入所支援施設又は共同生活援助事業所（以下「施設入所支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所（居）する施設入所支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体の実施する場合には行政検査として取り扱うことが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

（1）対象サービス種別

施設入所支援施設、共同生活援助事業所

（2）対象者及び要件

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する施設入所支援施設等
 - ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設入所支援施設等の判断で実施した自費検査
- ※ 感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

（3）上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、表1の補助単価の範囲内）

（4）その他

- ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、施設入所支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、施設入所支援施設等において理由書を作成し、本事業の申請書と併せて知事に提出するものとする。